



平成25年12月10日

各 位

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 会 社 名   | J ト ラ ス ト 株 式 会 社       |
| 代表者の役職名 | 代表取締役社長 藤澤信義            |
| (コード番号  | 8 5 0 8 )               |
| (上場取引所  | 東京証券取引所 市場第2部)          |
| 問い合わせ先  | 取 締 役 常 陸 泰 司           |
| 電 話 番 号 | 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0 |

### 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成24年6月19日付で東京地方裁判所に訴訟提起されていた損害賠償請求事件につきまして、平成25年11月25日付で、訴えの変更申立書が提出され、平成25年12月6日に送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の提起があった年月日

- ① 平成24年6月19日（訴状送達日：平成24年6月28日、以下、「訴訟A」といいます。）
- ② 平成24年6月19日（訴状送達日：平成24年7月11日、以下、「訴訟B」といいます。）

#### 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

- (1) 当社は、平成23年12月28日付で更生会社株式会社武富士（現 更生会社TFK株式会社、以下、「武富士」といいます。）との間で同社の事業再建支援を目的とするスポンサー契約を締結しております。
- (2) これは、前スポンサーであったA&Pフィナンシャル貸付株式会社（以下、「A&P」といいます。）が武富士との合意に基づく分割対価の払込みをしなかったことにより、スポンサー契約を解除された後に、当社がスポンサーに選定されたものであります。
- (3) 当社らは、当該スポンサー選定プロセスに関し、共同不法行為を行ったとして、平成24年6月19日付で訴訟を提起されました。
- (4) 今般、平成25年11月25日付で、請求の趣旨及び請求の原因の変更を申し立てる訴えの変更申立書が提出され、平成25年12月6日に送達され、損害賠償請求金額等に変更が生じたものであります。

#### 3. 訴訟を提起した者の概要

訴訟A 名 称：A&Pフィナンシャル貸付株式会社  
代表者：代表取締役 崔 潤（チェ・ユン）  
住 所：大韓民国ソウル特別市江南区駅三洞1街825-33テヘランビル

訴訟B 氏名：崔 潤（チェ・ユン、以下、「崔氏」といいます。）  
住所：大韓民国ソウル特別市

#### 4. 訴訟内容

##### (1) 訴訟の内容

###### (変更前)

訴訟A及び訴訟Bともに、武富士のスポンサー選定プロセスに関し、共同不法行為を行ったとして、当社らに対し損害賠償請求を求めるものであります。

###### (変更後)

訴訟A 変更はありません。

訴訟B 武富士のスポンサー選定に関し、共同不法行為を行ったとして、予備的請求として当社らに対し損害賠償請求を求めるものであります。

##### (2) 損害賠償請求金額

###### (変更前)

訴訟A 金21億2,604万7,927円  
及び平成23年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い

訴訟B 金20億円  
及び平成23年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い

###### (変更後)

訴訟A 金202億1,597万1,862円  
及び平成23年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い

訴訟B 金152億9,846万2,080円（予備的請求）  
及び平成23年12月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い

#### 5. 本件訴訟に関する当社の考え

当社としては、本件訴訟にかかる原告の当社に対する主張に理由がないことは明らかであり、本訴請求は直ちに棄却されるべきであって、それ以上のご説明を要するものではないと考えておりますが、一方で、一部において本件訴訟に関する報道がなされていることなどの事情を考慮し、本件訴訟に関する当社としての考えについて、以下のとおりご説明申し上げます。

当社は、平成23年12月28日付で武富士との間で同社の事業再建支援を目的とするスポンサー契約を締結しております。かかるスポンサー契約は、崔氏が代表取締役を務める前スポンサーであったA&Pが、武富士との間で締結したスポンサー契約に基づいて分割対価の払込みを行うべきところ、その履行を怠ったため、当該スポンサー契約を解除された後に締結されたものであります。当社としましては、武富士のスポンサー選定に関して、当社が共同不法行為を行った事実は存しないと考えており、原告の請求を棄却するように強く求めています。

以 上